

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示		ページ
○県統計調査の実施（6件）	（統計分析課）	1
○保安林の指定予定の通知（2件）	（治山林道課）	3
○保安林の解除予定の通知（2件）	（ 〃 ）	3
○道路の区域変更	（道 路 課）	3
公 告		
○土地改良区の役員の就退任	（農業基盤課）	4
○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	4
○宅地建物取引業法による聴聞	（住 宅 課）	4
高知県監査委員告示		
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者	（8・1 掲示）	4
監査公表		
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果		4
入札公告		
○一般競争入札（高知県庁本庁舎で使用 する電気）の公告	（管 財 課）	5
落札公告		
○落札者等の公告	（環境対策課）	6

告 示

高知県告示第304号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和元年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
県民世論調査
- 2 調査の目的
県民のニーズ、意識等を把握し、県政運営の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
人

- (3) 属性
満18歳以上の県民
 - 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 県の基本政策について
 - イ 南海トラフ地震対策について
 - ウ 障害者差別解消について
 - エ 第3期高知県産業振興計画ver. 4について
 - オ 暮らしと環境及び地球温暖化対策について
 - カ 特殊詐欺について
 - キ 集落活動センターについて
 - ク 報告者自身のことについて
 - (2) その基準となる期日
調査日現在
 - 5 報告を求める者
 - (1) 数
3,000人
 - (2) 選定方法
市町村の選挙人名簿により、満18歳以上の県民を層化二段無作為抽出法により選定する。
 - 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。
 - (2) 調査方法
郵送調査
 - 7 報告を求める期間
令和元年8月下旬から同年9月中旬まで
- ### 高知県告示第305号
- 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
- 令和元年8月16日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 調査の名称
令和元年度少子化に関する県民意識調査
 - 2 調査の目的
出会いから結婚、子育てまで切れ目のない支援を推進する上での基礎資料とするため。
 - 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
人
 - (3) 属性
満18歳以上の県民
 - 4 報告を求める事項及びその基準となる期日

- (1) 報告を求める事項
 - ア 報告者の属性
 - イ 結婚、妊娠及び出産並びに子育ての環境についての意識等
 - ウ 結婚、妊娠及び出産並びに子育てへの支援の取組についての意識等
 - エ 子育てについての意識等
 - オ ワークライフバランスについての意識等
 - (2) その基準となる期日
調査日現在
 - 5 報告を求める者
 - (1) 数
2,000人
 - (2) 選定方法
市町村の選挙人名簿により、満18歳以上の県民を層化二段無作為抽出法により選定する。
 - 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。
 - (2) 調査方法
郵送調査
 - 7 報告を求める期間
令和元年8月23日から同年9月6日まで
- ### 高知県告示第306号
- 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
- 令和元年8月16日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 調査の名称
防災関連認定製品の売上高に関する調査
 - 2 調査の目的
高知県防災関連産業交流会の審査により認定した防災関連認定製品の売上状況を把握し、県の施策に反映するための基礎資料とするため。
 - 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
社
 - (3) 属性
高知県防災関連登録製品認定企業
 - 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 県内での売上状況
 - イ 県外（国内）での売上状況

<p>ウ 国外での売上状況 エ 対前年比売上見込み オ 会社概要 (2) その基準となる期間 毎年4月から9月まで又は毎年10月から翌年3月まで</p> <p>5 報告を求める者 (1) 数 約100社 (2) 選定方法 高知県防災関連登録製品認定企業リストに掲載されている全数</p> <p>6 報告を求めのために用いる方法 (1) 調査組織 県が報告者に直接報告を求める。 (2) 調査方法 電子メール又はファクシミリによる調査</p> <p>7 報告を求める期間 毎年9月下旬から10月11日まで又は毎年3月下旬から4月17日まで</p> <p>高知県告示第307号 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 令和元年8月16日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査（林業就業者調査）</p> <p>2 調査の目的 本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とするため。</p> <p>3 調査対象の範囲 (1) 地域 県内全域 (2) 単位 人 (3) 属性 林業就業者</p> <p>4 報告を求める事項及びその基準となる期間 (1) 報告を求める事項 ア 林業就業者の属性に関する事項（氏名、年齢、性別、住所及び連絡先） イ 雇用形態（森林組合作業班員、会社等雇用就業者、県内移動就業者、県外出稼ぎ就業者、自営業者、一人親方又は</p>	<p>県外就業者） ウ 作業種別就労日数（造林、伐木造林、^{しいんぎ}椎茸、薪炭、作業道、木材運搬等） エ チェーンソー保有台数 オ 新規又は離職の別 カ 動向区分（最終学歴、他業種からの参入及び県外からのU・I・Jターン等の状況） (2) その基準となる期間 調査を実施する年度の前年度の4月1日から3月31日まで</p> <p>5 報告を求める者 (1) 数 約2,400人 (2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めのために用いる方法 (1) 調査組織 県が民間事業者を經由して報告を求める。 (2) 調査方法 調査員調査及び郵送調査</p> <p>7 報告を求める期間 毎年8月下旬から9月末まで</p> <p>高知県告示第308号 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 令和元年8月16日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査（林業機械器具調査）</p> <p>2 調査の目的 本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とするため。</p> <p>3 調査対象の範囲 (1) 地域 県内全域 (2) 単位 人又は事業体 (3) 属性 林業機械器具を保有する林業就業者又は林業事業体</p> <p>4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項 ア 林業機械・器具現況調査票 (ア) 保有状況</p>	<p>(イ) 所有区分 イ 高性能林業機械の機種別導入状況調査票 (ア) 機械名 (イ) 導入・廃棄年月、導入状況（新規・中古）及び廃棄状況（廃棄・売却） (ウ) 導入者名 (エ) 機械のメーカー及び型式名 (オ) 稼働日数及び保有日数 (カ) メンテナンス経費</p> <p>ウ 高性能林業機械導入事業体別調査票 (ア) 事業体名 (イ) 年間素材生産量 (ウ) 年間労働投下量 (エ) 1人当たりの素材生産量</p> <p>エ 森林情報管理機器（森林G I S）調査票 (ア) 導入者名 (イ) 機器のメーカー及び名称 (ウ) 導入年度 (エ) 導入した事業等の名称</p> <p>オ 森林情報管理機器（G P S）調査票 (ア) 導入者名 (イ) G P S受信機のメーカー、名称及び台数 (ウ) G P S受信機の使用比率、導入年度及び導入した事業等の名称 (エ) G P S用図化ソフトウェアのメーカー、名称、導入年度及び導入した事業等の名称</p> <p>(2) その基準となる期日又は期間 (1)のア、エ及びオに掲げる事項にあっては調査を実施する年度の前年度の3月31日現在、(1)のイ及びウに掲げる事項にあっては調査を実施する年度の前年度の4月1日から3月31日まで</p> <p>5 報告を求める者 (1) 数 約550人（事業体） (2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めのために用いる方法 (1) 調査組織 県が民間事業者を經由して報告を求める。 (2) 調査方法 郵送調査</p> <p>7 報告を求める期間 毎年8月下旬から9月末まで</p> <p>高知県告示第309号 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成</p>
--	---	--

21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。
令和元年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査(素材生産量調査)
- 2 調査の目的
本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
事業体
 - (3) 属性
林業事業体
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 林業事業体の属性に関する事項(事業体名、代表者名、住所及び連絡先)
 - イ 事業組織の形態(株式会社、有限会社、個人経営、林業経営者、森林組合、その他の組合等)
 - ウ 高知県素材生産業協同組合連合会(素生連)への加入状況
 - エ 素材生産量(民有林及び国有林)
 - オ 葉付乾燥材の生産量(民有林及び国有林)
 - カ 素材出荷量
 - (2) その基準となる期間
調査を実施する年度の前年の1月1日から12月31日まで
- 5 報告を求める者
 - (1) 数
約140事業体
 - (2) 選定方法
全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が民間事業者を經由して報告を求める。
 - (2) 調査方法
調査員調査及び郵送調査
- 7 報告を求める期間
毎年8月下旬から9月末まで

高知県告示第310号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨

の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和元年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
安芸市畑山字花ノ久保甲1319の口、甲1319のハ
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第311号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和元年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
幡多郡三原村廣野字穴江山800の2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び三原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第312号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通

知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和元年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町長澤字アド102の7
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第313号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和元年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町長澤字アド102の7
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第314号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年8月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 441号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐中半字ニイ田614番26から 四万十市西土佐中半字ニイ田614番4まで	前	12.0) 27.0	86
	後	25.0) 64.0	86

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、久枝土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和元年 8 月16日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏 名	住 所
理事	下司 雅英	南国市久枝54番地
〃	浜田 正博	〃 〃 112番地
〃	本吉 茂	〃 〃 386番地の1
〃	中村 邦教	〃 〃 45番地
〃	松下 広志	〃 〃 474番地
〃	常德 一義	〃 下島丙101番地7
〃	吉井 正雄	〃 〃 796番地
〃	北村 光明	〃 久枝乙328番地
〃	山本 洋人	〃 〃 144番地
監事	山北 泰司	〃 〃 201番地の2
〃	池本 司	〃 〃 89番地
役名 (就任)	氏 名	住 所
理事	下司 雅英	南国市久枝54番地
〃	山北 泰司	〃 〃 201番地の2
〃	下司 剛久	〃 乙521番地2
〃	池本 司	〃 〃 89番地
〃	吉本 直樹	〃 〃 501番地の2
〃	吉本 重晴	安芸郡芸西村西分乙1010番地1
〃	吉井 正雄	南国市下島796番地
〃	山本 信義	〃 〃 75番地7
〃	本吉 茂	〃 久枝386番地の1
監事	石川 裕敏	〃 下島793番地
〃	近森日 出明	〃 久枝136番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和元年 8 月16日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和元年 7 月26日 元高都計第218号	吾川郡いの町字柳町 9 番の一部、10番の	吾川郡いの町1700 番地 1

	一部、11番の一部、 12番（5 工区）	いの町長 池田 牧子
--	-------------------------	---------------

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。

令和元年 8 月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 聴聞の期日
令和元年 8 月19日（月）午前10時30分
- 2 聴聞の場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 7階会議室
- 3 聴聞を受ける者
 - (1) 商号又は名称
株式会社ライフラインサービス
 - (2) 代表者の氏名
山崎 貴修
 - (3) 主たる事務所の所在地
高知市高須東町1番25号
 - (4) 免許証番号
高知県知事（1）第2833号
 - (5) 免許年月日
平成27年 5 月19日

監 査 委 員 告 示

高知県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人の監査の事務を補助する者について協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 8 月1日（掲示済）

高知県監査委員	明神 健夫
同	黒岩 正好
同	奥村 陽子
同	植田 茂

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
榎本 浩 兵庫県明石市大久保町高丘七丁目15番地の10
竹下 安司 東京都目黒区南三丁目15番1-204号 マイ
キャッスル目黒富士見台Ⅱ
福井 智士 大阪府茨木市花園二丁目13番7号
上村やよい 高知市長浜1284番地17
- 2 監査の事務を補助できる期間
令和元年 8 月1日から令和2年 3 月31日まで

監 査 公 表

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年 8 月16日

高知県監査委員
元高行管第126号
令和元年 7 月 8 日

高知県監査委員 様

高知県知事

平成30年度行政監査結果に対する措置について（通知）

平成31年 3 月27日付け30高監報第17号で報告のありました、平成30年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じました。

記

1 監査委員の意見

(1) 切手類の保有について

複数の機関で年度末又は翌年度当初に使用予定がないにもかかわらず年度末に購入したり、必要以上に購入している実態が見受けられた。各機関においては、年間の使用数量に比べて過大に保有することのないように前年度からの繰越しを考慮し、計画的に切手類を購入されたい。併せて、今後使用する見込みのない切手類については、料金別納での支払や必要とする機関への所属替え等の有効活用に努められたい。

(2) 切手類の保管について

おおむね適切な管理が行われていたが、3機関の5箇所の所内事務所等では、施錠できないキャビネット等に保管していた。該当機関には施錠できる金庫等に保管するよう改善を求める。

施錠できる金庫等に保管している場合でも、多くの職員が金庫等を開閉できる状態にある機関もあった。このような機関では、事故等があった場合に、責任の所在が曖昧になるおそれもあることから、開閉できる人数を制限することを検討されたい。

(3) 出納簿について

切手類は、換金が容易なことから現金と同様の注意をもって取り扱う必要がある。そのため会計規則において、出納簿の様式等が厳密に規定されているが、多くの機関で記載漏れ、押印漏れ等の不備や都度記載していない実態が見受けられた。該当機関においては、今一度金券であることの重要性

を認識し、会計規則ののっとり適正な事務を執行された。併せて、会計規則を所管する会計管理課においては、全ての機関に対して出納簿の記載例をより分かりやすく示すことを検討されたい。

所内事務所等の切手類の取扱いについては、出納簿の記載方法、現物の確認方法などにおいて、明確なルールが示されていないため、各々独自の方法がとられていた。会計管理課においては、所内事務所等の切手類の取扱いについて明確なルールを定めることを検討されたい。その際には、所内事務所等が本所等から遠隔地にある場合も考慮し、例えば、所内事務所等において毎月の現物確認が行えるよう、所内事務所等の職員を物品取扱員に充てることなどを検討すべきである。

(4) 切手類に代わる手段について

調査の結果、現状では緊急時又は時間外の発送や返信用又は料金不足対応の切手を保有する必要があるため、切手類を全く保有しないことは困難であるように思われるが、切手類の亡失や損傷等のリスクを考えると、極力保有しないことが望ましい。

各機関においては、料金後納郵便や宅配便等について、その経済性、安全性等を比較検討したうえで、これらを積極的に利用されたい。併せて、会計管理課においては、これらの利用を全庁的に促進するため、制度の詳細を広報することを検討されたい。

2 措置の内容

(1) 1(1)及び(2)に対する措置の内容

各機関が郵便切手の年間使用枚数及び前年度から繰り越してきた枚数を考慮し、計画的に購入することや、購入した郵便切手を金庫等の施錠可能な場所で保管することは公務の適正な執行を図るうえで当然のことであるため、会計検査や会計事務研修の機会などにおいて徹底していきます。

また、切手類の適正な保有及び保管に関して、各所属に対し会計検査の機会などにおいて、今回の指摘内容について周知していきます。

(2) 1(3)に対する措置の内容

郵便切手及び収入印紙などは金券であり、換金が容易であることから現金同等物とされ、郵便切手類等出納簿により出納を整理しなければなりません。

郵便切手類等出納簿の記載方法については、これまで会計管理局だよりなどにおいて周知してきましたが、改めて、会計検査や会計事務研修の機会などにおいて徹底していきます。また、年次繰越の際の帳簿の締め切り方など全庁的に統一されていない事項については、会計検査などを通じて実態を確認するとともにより分かりやすい記載方法について検討し、今年度内に予定している会計事務ハンドブックの改正に

反映させます。

また、所内事務所等の切手類の取扱いについて、まずは、農業振興センターの支所や土木事務所の所内事務所、県立学校の分校など各所属の実態を踏まえ、現状の郵便切手類の取扱について、会計検査などを通じて確認し、現物確認を含めた適正な切手類の取扱いができる方法や規則改正の必要性などを検討し、今年度内に予定している会計事務ハンドブックの改正に反映させます。

(3) 1(4)に対する措置の内容

切手類に代わる手段の利用については、各所属が経済性や安全性等を考慮したうえで、適正に事務を執行されるよう、会計事務研修などを通じて広報していくことを検討していきます。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
高知県庁本庁舎で使用する電気 一式
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 購入物品の納入期間
令和2年1月1日午前零時から同年12月31日午後12時まで
- (4) 購入物品の納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(入札説明書による。)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成30～令和2年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者で

あること。

- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県総務部管財課
電話番号088-823-9322
- (2) 入札説明書の交付方法
ア 手渡しによる交付の場合
令和元年8月16日(金)から同年9月13日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。
イ ダウンロードによる交付の場合
令和元年8月16日午前9時から同年9月13日午後5時までの間に高知県総務部管財課のホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110801/>)で交付する。
- (3) 入札の日時及び場所
入札書を令和元年10月11日(金)午後5時までに(1)の交付場所に持参又は郵送(簡易書留に限る。)により提出すること。
- (4) 開札の日時及び場所
ア 日時
令和元年10月15日(火)午前10時30分
イ 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 地下第5会議室

<p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和元年9月13日午後4時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和元年9月10日（火）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口</p>	<p>3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be procured: Supply of electricity for the Kochi Prefectural Government, Main Building</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 4:00 P.M. on Friday 13 September 2019</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand or registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Friday 11 October 2019</p> <p>(4) Contact: Property Management Division, Department of General Affairs, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9322</p> <p>(5) Others: As in the tender documentation</p> <p style="text-align: center;">----- 落 札 公 告 -----</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p style="text-align: center;">令和元年8月16日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 環境業務支援システム改修委託業務 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県林業振興・環境部環境対策課 高知市丸ノ内一丁目7番52号</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 令和元年7月10日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 富士通エフ・アイ・ピー株式会社中国支社 広島県広島市中区胡町4番21号</p> <p>5 随意契約に係る契約金額 49,665,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>7 随意契約によることとした理由 政令第11条第1項第1号に該当するため</p>	
---	--	--